

「すべての女性が輝く政策パッケージ」の実施結果及び関連予算額について(平成27年5月末)

\* 各施策の関連予算には相互に重複する事業が含まれることがある。

項目	施策	施策の具体的内容	実施結果	関連予算額(千円)			担当省庁		
				平成26年度予算額	平成26年度実績額	平成27年度予算額			
1. 安心して妊婦・出産・子育て・介護をしたい									
○切れ目のない妊婦・出産支援の強化									
	<p>・妊婦・出産・不妊治療等に関する相談支援や知識の提供を行うとともに、妊産婦のニーズに応じ関係機関等の支援につなぐ母子保健コーディネーターの配置、産後直後の母子への心身のケア、妊産婦の孤立感を解消するための相談支援といった、各地域の特性に応じた切れ目のない支援を行うためのモデル事業を今年度から実施し、さらにこのよう取組を強化する。【平成26年度からモデル事業を実施】</p>	<p>■不妊について悩む夫婦に対し、専門的知識を有する医師、心理に関して知識を有する者等による医学的な相談や心の悩み等についての相談指導や、産後直後の不妊治療の実施状況などに関する情報提供等を行う。</p> <p>■①妊産婦等の支援ニーズに応じ、必要な支援につなぐ母子保健コーディネーターの配置、②産後直後の母子の心身のケアを行う産後ケア事業、③妊産婦の孤立感を解消するために相談支援を行う産後サポート事業といった各地域の特性に応じた切れ目のない支援を行うためのモデル事業を市町村において実施。</p> <p>■平成27年度から本格実施することとしている妊産婦から子育て期につながるような切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)の整備等を実施(平成26年度補正予算において一部前倒しで実施)。</p>	<p>■全国62カ所において実施している。</p> <p>■28市町村において実施済み。(平成26年度当初予算分)</p> <p>■7市町において実施済み。(平成26年度補正予算分)</p>	母子保健医療対策等総合支援事業	1,225,503の内数	-	15,313,529の内数	厚生労働省	
	<p>・地方自治体が、その地域の実情に即して、結婚・妊婦・出産・子育ての切れ目のない支援の先駆的な取組を行うことを支援する。【平成25年度から実施】</p>	<p>■地域の実情に応じた結婚・妊婦・出産・育児の「切れ目のない支援」を実施。国は、計画に盛り込むべき事項を提示。都道府県は、先駆的な地域の実情に即した結婚・妊婦・出産・育児の各段階に「切れ目のない支援」を行うための計画を策定し事業実施。市区町村は、都道府県が定める計画に沿って先駆的な独自の計画を作成し、都道府県は各市区町村の事業を支援。都道府県及び市区町村が定める計画には、以下の事業を盛り込む。</p> <p>・結婚・妊婦・出産・育児の切れ目のない支援を行うための仕組みの構築</p> <p>・結婚に向けた情報提供等</p> <p>・妊婦・出産に関する情報提供</p> <p>・結婚・妊婦・出産・育児しやすい地域づくりに向けた環境整備</p> <p>・少子化対策への前向きな機運の醸成(平成26年度補正から追加)</p>	<p>■交付決定済自治体(平成26年度補正) 47都道府県244市区町村(平成26年度補正:5月末時点※) 35道府県75市町村 ※随時交付決定を行っているところ。</p>	<p>・平成25年度補正 共生社会政策の企画立案等に必要な経費</p> <p>・平成26年度補正 子ども・子育て支援に必要な経費(※平成26年度は、共生社会政策の企画立案等に必要経費。子ども・子育て本部設立により平成27年度への繰越時に繰替え。)</p>		0	3,008,000	0	内閣府
	<p>・妊婦・出産などについて成長の過程に応じた情報提供を行うための取組を進めるとともに、マタテマーカムの普及を促進する。</p>	<p>■厚生労働省のホームページ、ポスター、政府広報等様々な機会をととめて多くの人に広く周知している。</p> <p>■各市町村において、母子健康手帳と併せてマタニティマークの配布を行っているよう、平成19年度から地方財政上の措置を行っている。</p>	<p>■マークは厚生労働省ホームページからダウンロードし、個人、自治体、民間団体等で自由に利用できる。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/0301-1.html">http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/0301-1.html</a></p>		-	-	-	-	厚生労働省
○子ども・子育て支援新制度によるすべての子育て家庭への支援の充実									
	<p>・子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、取り進む。また、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、「幼稚園整備加速化プラン」に関する事業のほか、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援し、すべての子育て家庭を対象とする取組等の充実を図る。【平成26年度内に先行実施、平成27年度より施行予定】</p>	<p>[子ども・子育て支援新制度] 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の償久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援の質・量の充実を図るもの。</p> <p>(例) ■子育て家庭が地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域子育て支援拠点や行政窓口などにおいて、子育て家庭の個別のニーズを把握し、情報提供や相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する利用者支援</p> <p>■急な用事や短期のパートタイム就労などの様々なニーズに合わせた一時預かり</p> <p>■地域で気軽に子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点</p> <p>■乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を行うことを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>■子育てに対する不安や孤立感などによる育児ストレスなどの問題を抱える家庭などに対する相談支援等の育児支援</p> <p>■ひとり親家庭で夜間の勤務がある場合など必要性が高い場合に保護者の自宅での1対1で保育を行う居宅訪問型保育事業等</p>	<p>■新制度の円滑な施行に向け、子ども・子育て会議等において、制度の詳細設計や、自治体・関係事業者から寄せられた意見等を踏まえた調整等を実施し、4月1日より新制度を本格施行した。</p>	子ども・子育て支援新制度関係予算(※平成26年度は保育緊急確保事業)	104,937,120	-	717,527,358		内閣府、文部科学省、厚生労働省
○質の高い家事・子育て支援サービスの充実									
	<p>・家事支援サービスについて、品質確保のための業界による自主的取組への支援等を通じ、利用者負担が軽い、安心なサービスが供給される仕組みを構築するため、主要事業者で構成される推進協議会において品質確保の仕組み(標準化など)のあり方を検討し、年度内に一定の結論を得る。【平成26年度内に一定の結論】</p>	<p>■幅広い層にとって利用しやすい家事支援サービスを提供する体制を構築するため、主要事業者等から成る推進協議会(座長:水沢聡子、栗本水子)が学術的資料(数値)を整理、利用者のニーズや評価を業務に適切に反映させる仕組み等、事業者・団体における先進的な取組を参考しつつ、利用者が信頼ある事業者を認識・選択できるような品質確保の仕組み(ガイドライン等)のあり方について検討し、とりまとめを行う。</p>	<p>■家事支援サービス推進協議会を設け、第1回を7月9日、第2回を10月10日、第3回を1月14日に開催した。検討を踏まえ、家事支援サービス事業者が参考すべき項目を整理し、品質確保に向けた事業者の取組指針となる「家事支援サービス事業者ガイドライン」を策定し、1月29日に公表した。</p>	産業経済研究委託費	458,299の内数	-	439,314の内数		経済産業省

「すべての女性が輝く政策パッケージ」の主要事業について記載しているもの

項目	施策	施策の具体的内容	実施結果	関連予算			担当省庁	
				平成26年度予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)	平成27年度実績(千円)		
	・ベビーシッターなど子どもの預かりサービスについて、小規模事業者に対する届出制の導入や利用者がニーズに即して的確に地域の子育て支援サービスを利用できるようにするための情報提供等の在り方などについて検討を進め、本年秋頃を目途に結論を得る。「仕事と育児カムバック支援サイト」を開設し、保育情報の地域別データベースの提供等を行う。さらに、子ども・子育て支援新制度において、ひとり親家庭で夜間の勤務がある場合など必要性が高い場合に保護者の自宅を1対1で保育を行う居宅訪問型保育事業を創設する。【平成26年度に取り組み、平成27年度より子ども・子育て支援新制度を施行予定】	■難しい知人の子どもなどの一部の例外を除き、1日に保育する乳幼児の数が1人以上の施設・事業に届出義務を課す。 ■各市町村の子育て支援サービスのHPについて、各都道府県、厚生労働省とリンクを貼るなどの取組を実施する。	■ベビーシッター等の子どもの預かりサービスに係る対策について、平成26年8月より専門委員会において検討し、11月19日に議論のとりまとめを公表した。	-	-	-	厚生労働省	
		■子ども・子育て支援新制度において、ひとり親家庭で夜間の勤務がある場合など必要性が高い場合に保護者の自宅を1対1で保育を行う居宅訪問型保育事業に係る設備及び運営に関する基準を公布し、それを受け、各自治体で条例等の制定が行われている。	■地域型保育給付	0	-	35,033,710	内閣府	
	・結婚・妊娠・出産・子育てでの費用について税制上の措置を活用することを検討する。【平成27年度に向けて検討】	■結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置を講ずる	■平成27年度税制改正において非課税措置が創設され、平成27年4月1日から開始。	-	-	-	内閣府	
○「待機児童解消加速化プラン」の重要な実施								
	・今年度までの2か年で約20万人分の保育の受け皿を確保する。また、平成29年度までの3か年でさらに約20万人分の保育の受け皿を確保するため、平成27年度は約5万人分の保育の受け皿を確保する。【着実に実施】	■運営方式や国や他も活用した保育所整備 ■保育を支える保育士の確保 ■小規模保育事業などの運営費支援等 ■認可を目指す認可外保育施設への支援 ■事業所内保育施設への支援	■平成26年5月末時点の集計結果(9月12日公表)では、平成25・26年度の2か年の保育拡大量(見込)は19.1万人となり、整備目標(20万人)はほぼ達成見込である。なお、保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量(見込)は20.1万人となっている。	待機児童解消関連事業	692,929,000	12,007,407	702,287,807	厚生労働省(内閣府予算を含む)
	・保育士確保のため、数値目標と期限を明示して人材育成や処遇改善、再就職支援等を強力に進める「保育士確保プラン」を年内に策定する。また、今年度末の「待機児童解消加速化プラン」の進捗を踏まえ、必要な見直しを行う。【平成26年内にプラン策定】	■「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、年内を目途に、子ども・子育て支援新制度における地方公共団体の計画を踏まえた国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力に進めるための工程表を「保育士確保プラン」として策定する。	■都道府県で推計した必要となる保育士の数を取りまとめ、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力に進めるための工程表を「保育士確保プラン」として策定した。	-	-	-	厚生労働省	
○「小1の壁」打破のための「放課後子ども総合プラン」の重要な実施								
	・放課後児童クラブについて、平成31年度末までに約20万人分を新たに整備する。【平成27年度以降、順次実施】	■放課後児童クラブについては、子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一つとして、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、計画的な整備を図ることとしており、国は、こうした市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討していく。	■厚生労働省と文部科学省の連名で「放課後子ども総合プラン」を策定。地方自治体へ通知。(平成26年7月31日)。放課後子ども総合プランに関する自治体説明会を厚生労働省、文部科学省が共同で実施。(平成26年8月)	放課後児童健全育成事業費等	30,718,327	-	43,165,182	厚生労働省(内閣府予算を含む)
	・放課後子供教室について、平成31年度末までの目標である約2万か所の実施に向け、現在約1万か所の実施箇所数を飛躍的に増大させる。【平成27年度以降、順次実施】	■放課後児童クラブと放課後子供教室の目標事業量の記載を求め、市町村における計画的な整備を推進する。	■「放課後子ども総合プラン」に基づき、平成31年度末までに放課後児童クラブについて約30万人分の受け皿を新たに整備することを目指して、平成27年度予算に「重点的拡充」及び「質の向上」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を支援。また、放課後子供教室についても、一時的な推進のために必要な経費を計上するなど、自治体の取組を支援。	学校を核とした地域力強化プラン	3,813,980の内数	-	4,882,345の内数	文部科学省
	・教育部局と福祉部局が連携した放課後の総合的な対策(一休型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備や学校施設の徹底活用等)について、平成27年4月からすべての地方公共団体に届けられる総合教育会議において首長と教育委員会が協議することが想定されることを、地方公共団体に周知する。	■教育部局と福祉部局が連携した総合的な放課後対策(一休型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備や学校施設の徹底活用等)について、平成27年4月から全ての地方公共団体に届けられる総合教育会議において、首長と教育委員会が協議することが想定されることを、地方公共団体に周知する。	■「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定指針において、市町村行動計画に一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室の目標事業量を記載することが重要である旨、記載。(平成26年11月28日)					

「すべての女性が輝く社会づくり」の主な実施状況についてに記述してあるもの

項目	施策	施策の具体的内容	実施結果	関連予算			担当省庁	
				名称	平成26年度予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)		平成28年度予算額(千円)
○子育て世帯が暮らしやすい居住環境の充実								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の要件を満たした子育て世帯等に対し、住居環境が良好な賃貸住宅(地域優良賃貸住宅)の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に対する助成を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の住居環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に対する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯等に対し、住居環境が良好な賃貸住宅の供給を推進するため、地域優良賃貸住宅の整備に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行った。</li> <li>(平成25年度末の地域優良賃貸住宅等の供給戸数約13.2万戸)</li> </ul>	社会資本整備総合交付金等の内訳	社会資本整備総合交付金等の内訳	-	社会資本整備総合交付金等の内訳	国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省が推進する地域包括ケアと連携し、子育てしやすい住環境を実現するために地方公共団体と民間事業者が一体となって策定した計画に位置付けられた子育て世帯向け住宅の供給を重点的に支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てしやすい住環境を実現するために地方公共団体と民間事業者が一体となって策定した計画に位置付けられた子育て世帯向け住宅の供給を重点的に支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てしやすい住環境を実現するため、戸建て空き家等を子育て仕様に改修し、地域優良賃貸住宅として供給する取組みへの支援を拡充。</li> </ul>	社会資本整備総合交付金等の内訳	社会資本整備総合交付金等の内訳	-	社会資本整備総合交付金等の内訳	国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全・安心で子育てしやすい居住環境について調査・研究を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「暮らしの質」向上検討会等において、検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国県から提案を募集する(昨年11月中旬～12月中旬)とともに、昨年11月に「暮らしの質」向上検討会を立ち上げ、本年1月以降、分科会を開催し主要検討課題について議論。</li> <li>5月25日に当該検討会提言を取りまとめた。</li> <li>5月26日より、日本トイレ大賞の公募を開始した。</li> </ul>	-	-	-	-	内閣官房
○男性の家事・子育てへの参画促進、男性の意識と職場風土の改革								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>安心して子どもを産み育てるためには、男性の家事・子育てへの参画を進めることが重要である。社会全体の意識改革を図るため、家事・子育てへの参画に配慮が管理職(イクボス)に係る表彰や、ロールモデルの育成や好事例の普及のためのセミナーなどを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>働き方の見直しを進め、男性の家事・育児に参画している男性を公募し、周囲への啓発のための知識・スキル等を身に付けるための「キーパーソンセミナー」を開催。その後、地域や企業等において、キーパーソン自身が取組を先導。(26年度～)</li> <li>男性が楽しみながら積極的に家事・育児に参画できるよう目標の設定ができる啓発ツール(スマホ用アプリ)を開発。(27年度)</li> <li>男性の家事・育児参画等の促進を目的とした「男性にとっての男女共同参画シンポジウム」を開催</li> <li>「男性にとっての男女共同参画ポータルサイト」を通じて、好事例等を周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>キーパーソンの公募</li> <li>キーパーソンセミナー(大阪)実施 12/13、14</li> <li>キーパーソンセミナー(東京)実施 1/16、17</li> <li>啓発ツール 内容検討中 年末を目途に業者選定(予定)</li> <li>「男性にとっての男女共同参画シンポジウム」平成26年度は6月開催(三重)、平成27年度は11月開催(富山・予定)</li> <li>「男性にとっての男女共同参画ポータルサイト」で平成27年5月に公表した。</li> <li>ポータルサイトでの好事例周知 「男性にとっての男女共同参画ポータルサイト」で平成27年5月に公表した。</li> </ul>	(26年度) 地域における男女共同参画促進総合支援経費のうち、男性にとっての男女共同参画促進のための人材育成事業経費 (27年度) 男性にとっての男女共同参画促進のための人材育成事業・男性の家事・育児参画 理解・実証促進事業経費	9,898	-	12,200	内閣府
		<ul style="list-style-type: none"> <li>イクメンプロジェクトを推進し、その中で男性労働者の仕事と育児の両立を促進する企業を表彰する「イクメン企業アワード」や、男性も育児休業等取得しやすい職場づくりに取り組み、部下の育児と仕事の両立を推進するために配慮工夫し、あわせて業務効率を上げるよう工夫している管理職を表彰する「イクボスアワード」を実施し、企業の好事例や管理職のモデルを広く周知することにより、男性の仕事と育児の両立を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年10月17日に「イクメン推進シンポジウム」を開催し、「イクメン企業アワード2014」及び「イクボスアワード2014」の受賞式等を実施し、企業の男性の仕事と子育ての両立支援に関する先進的な取組の周知を行った。</li> </ul>	男性の育児休業取得促進事業	42,201	-	49,895	厚生労働省
○介護を必要とする家族等を支えている女性の負担軽減								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括ケアシステムの構築を進める中で、デイサービスやショートステイなどのサービスを引き続き確保しつつ、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などのサービスを充実する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度の運営：高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加等の介護ニーズの増大や核家族化といった要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況の変化から、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みである介護保険制度を平成12年4月に創設し、これを運営している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険審議会介護給付費分科会において、介護サービスに係る利用促進や効率化に向けた論点をお示し、議論をいただいた結果を踏まえ、指定居宅サービス等事業所において、育児休業、介護休業等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、平成27年4月の介護報酬改定により、常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とするなどの見直しを行ったところ。</li> <li>第6期介護保険計画(H27～H29)策定における給付費の推計にあたっての留意点として、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの整備を進めることも検討するよう、お示したところ。(H26.11.10 全国介護保険担当課長会議)</li> </ul>	-	-	-	-	厚生労働省

「すべての女性が輝く社会づくり」の主な実施状況についてに記述してあるもの

項目	施策	施策の具体的内容	実施結果	関連予算			担当省庁
				平成26年度予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)	平成28年度予算額(千円)	
2. 職場で活躍したい							
(1) 再就職したい							
○女性のチャレンジ応援プランの策定とその推進							
	<p>・主婦を含めたすべての女性が、個性と能力を最大限発揮して希望する活躍が実現できるよう、正社員や専門職等への就職・再就職や、これまでの経験を活かした地域貢献、起業やNPOなどの立ち上げなどに係る各種支援策を「女性のチャレンジ応援プラン」としてとりまとめるとともに、「女性のチャレンジ応援サイト」(仮称)において一元的かつ積極的な情報発信を実施する。【平成26年末にプランを策定・公表、平成27年3月に専用サイトを開設予定】</p>	<p>■主婦等が育児等の経験を生かす地域に貢献することや、自身の特技・関心をもちに創業や再就職をすることなどにより、その能力を最大限発揮できるよう、女性のチャレンジを応援するための関連施策をとりまとめて提示。</p> <p>■「女性のチャレンジ応援プラン」を平成27年1月にとりまとめた。</p> <p>■「女性応援ポータルサイト」を平成27年3月末に開設し、様々なライフステージにある女性が、そのニーズに合わせて必要な支援情報を一元的に入手することができるようにした。</p> <p>■平成27年度は、掲載情報の充実等を検討。(年次を目途に業者選定予定)</p>	女性活躍促進に向けた情報システム構築経費	2,981	-	13,474	内閣府
○若年女性を含む若者を雇用し育成するための総合的対策の推進							
	<p>・若年女性を含む若者の雇用対策を社会全体で推進していくため、求人条件や若者の採用・定着状況等の適切な表示、優良な中小企業の情報発信・採用支援、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の充実等、就職準備段階から、就職活動段階、就職後のキャリア形成に渡る総合的対応策を検討し、法的差が必要なものについては次期通常国会への法案提出を目指す。【平成26年度内に結論、次期通常国会に法案提出】</p>	<p>■2014年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月17日：労働政策審議会において若者の雇用対策の充実等に係る検討開始</li> <li>・3月17日：若者の適職の選択および職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に講ずる「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案」(以下「若者雇用促進法案」という。)を国会に提出</li> </ul> <p>■2015年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月17日：若者雇用促進法案が参議院本会議で可決(衆議院に送付)</li> </ul> <p>「若者応援宣言」事業の抜本的な強化を図り、優良な中小企業の情報発信・採用を支援</p> <p>若者の雇用管理の状況が優良な中小企業を認定する制度を創設することなどを内容とする若者雇用促進法案を第189回通常国会に提出。</p> <p>フリーター・ニートの就労支援を充実させるとともに、正規雇用化等を推進</p> <p>フリーター等については、ハローワークでの担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、各種セミナー等を引き続き実施するとともに、ニート等については、ハローワークとも連携を図りつつ、地域若者サポートステーションにおいて就労に向けた支援を引き続き実施していく。</p> <p>・大都市圏から、地方へ人材選送を促すため、①首都圏、近畿圏から地方への人材の送り出し機能を強化するとともに、②ハローワークの全国ネットワークを活用し、地方求人への積極的なマッチング等を実施する(平成27年度要求、地方就職希望者活性化事業の一部新規)</p> <p>平成27年度より首都圏や近畿圏の学生等に対してセミナーや個別相談を実施し、地方への就職を希望する者を振り起こす取組を民間委託により実施することとしている。今後関係機関等との調整を進め早期に事業開始する。</p> <p>・企業による雇用管理改善の取組を促進</p> <p>若者の雇用管理に課題のあると考えられる分野における効果的な雇用管理改善方を整理し、普及・啓発を行う「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業」を平成27年度より行う。</p> <p>地域レベルのコンソーシアムの実施地域の拡充等</p> <p>平成26年度は全国10か所にて実施。平成27年度は新たに全国15か所にて、産学官による地域コンソーシアム(協働作業体)を構築し、就職可能性をより高める民間訓練カリキュラムを開発・検証する事業を行う。</p> <p>・就職活動に困難性を有する学生等に対する職業訓練の実施地域の拡充等</p> <p>平成26年度は全国6か所にて実施。平成27年度は新たに全国2か所にて、就職活動に必要な社会的スキルが乏しい学生等に対する職業訓練機会の提供を行う。</p> <p>・異なる普及促進を図るため、ジョブ・カード制度の見直しを実施</p> <p>ジョブ・カードの見直しに向けて開催した有識者等による研究会の報告書を踏まえ、見直し後のジョブ・カード制度の普及促進方について検討しているところ。</p> <p>■若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の充実強化</p> <p>・重点監査の実施</p> <p>全国の労働基準監督署において平成26年11月に4561事業場に対して重点監査を実施するとともに平成27年1月にとりまとめ結果を公表</p> <p>・労働条件相談ダイヤルの設置</p> <p>平成26年9月1日に設置し、平日夜間・土日に無料で相談を受け付。平成26年度相談件数11,378件</p> <p>・労働条件ポータルサイトの設置</p> <p>平成26年11月23日に、厚生労働省ホームページに設置</p> <p>・大学等での労働法令等の周知啓発</p> <p>平成26年10月から平成27年3月にかけて全国42会場、計44回(延べ参加者数3,856人)開催した。</p>	23,710,022	-	25,043,467	厚生労働省	
	<p>■地域創業促進支援委託事業</p> <p>・地域の創業を促進させる取組として、本年度より全国各地で「創業スクール」を開設中。「創業スクール」では、地域で新たに創業を予定している方、創業に再チャレンジする方等を対象に、創業時に必要となる知識・ノウハウの習得、ビジネスプランの作成支援等の創業時に向けたサポートを行う。</p> <p>・創業時に必要となる基礎的な知識の習得を目指す「ベースワークコース」に続き、「第二創業・再チャレンジコース」、「女性起業家コース」を開講。また、より短期間で集中的なカリキュラムで実施する冬期風中コースを開講予定。</p> <p>■中小企業・小規模事業者人材対策事業</p> <p>・地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から、地域の中小企業・小規模事業者が必要とする人材を発掘し、紹介・定着までを一貫して支援。</p>	<p>■地域創業促進支援委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度事業では、222機関が282コースを実施(うち、女性起業家コースは、41機関、51コース)。</li> <li>・全国各地において、平成26年8月から平成27年1月にかけて「創業スクール」を開講、延べ3,219人(うち、女性起業家コースは496名)が受講。</li> <li>・平成27年度事業では、実施機関を4/13か/20の間で公募し、現在審査中。</li> </ul> <p>■中小企業・小規模事業者人材対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国47都道府県に地域内外の若者、女性、シニア等の多様な人材を地域の中小企業・小規模事業者者に紹介し、マッチング、定着までを一貫支援する地域人材コーディネーター機関を設置。</li> <li>・都市部の若手人材等を発掘し、地域の中小企業・小規模事業者等とのマッチングを行うUターン人材拠点事業等については、事務局からの再委託の公募を審査(5/25公募開始、6月上旬採択予定)。</li> </ul>	750,000	6,008,110の内数	1,440,000の内数	経済産業省	
	<p>■中核的な専門人材や高度人材の育成等を行うための地域版の教育プログラムの開発・実施</p> <p>■キャリア教育に係る中核的な時間的在り方に関する研究の実施</p> <p>■社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、地域企業や大学等と連携した高度で実践的な職業教育を行う調査研究を実施</p>	<p>■平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月より関連事業を実施。</li> </ul>	1,814,028	-	1,730,075 (別に「学校を核とした地域力強化プラン」の一部として11,785千円を計上)	文部科学省	

【すべての女性が輝く労働力強化の主要な推進取組について】に記載してあるもの

項目	施策	施策の具体的内容	実施結果	関連予算			担当省庁	
				平成26年度予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)		
○女性の参画が少ない分野での就業支援								
*これまで女性の活躍が少なかった建設業、造船業、運輸業等の分野においても、建設業の現場で働く女性(トボジョ)やトラック業界で働く女性(トラガール)など活躍を希望する女性の就業及び定着を支援するため、女性が働きやすい職場環境の整備や関連する調査研究、活躍する女性の表彰、業務の魅力に関するPR、就業継続に向けた企業等関係者への研修などを実施する。	<p>■「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を策定し、官民が連携して女性技術者・技能者の5年以内の倍増を目指す。国としては、女性の登用を促すモデル工事の実施や、トイレ・更衣室等女性が働きやすい現場環境整備のための土木工事積算での配慮、建設業で働く女性の表彰、建設業における女性の活躍を応援するポータルサイトの開設等、女性の活躍の推進の取組を随時実施。</p>	<p>■平成26年10月10日に優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)において過去最高の女性5名を表彰。          ■国土交通省直轄のモデル工事について、平成26年度中に全国各地で実施。平成27年度も継続して実施予定。          ■国土交通省直轄工事においてトイレ・更衣室等も含めた現場の環境改善を展開。標準的な仕様の検討に引き続き取り組む予定。          ■ポータルサイトのコンテンツを随時拡充。平成27年4月3日より、ポータルサイト内で女性の活躍に積極的な企業情報の発信を開始。          ※業界団体が建設業界で働く女性を総称する愛称を公募し、決定した愛称「けんせつ小町」を太田国土交通大臣へ報告。(平成26年10月28日)</p>	「もっと女性が活躍できる建設業」地域協働推進事業	0	-	50,000	国土交通省	○
	<p>■産学官連携したインターンシップ等の活用による雇用対策の強化等を通じて、女性等の活躍推進を含む造船業における人材不足解消に資する対策を総合的に推進          ■また、産学官の業界関係者で構成する検討会を設置し、女性の活躍推進を含めた造船業における人材の確保・育成方を検討</p>	<p>■産学官の業界関係者で構成する検討会を平成26年8月に設置し、検討を進めているところ。本年度から年度にかけて更に検討を進める予定。</p>	造船業における人材の確保、育成	0	-	9,688	国土交通省	○
	<p>■女性の新規就労・活用のための取り組みをモデル事業として集中的に実施し、先駆的なモデルケースを作り出し、ガイドラインとして取りまとめ、周知を図る。具体的な取組事例は以下の通り。          ・女性に特化した採用活動の検討・実施          ・女性目線による勤務体系・社内インフラの改善の検討・実施          ・育休・産休などの休暇制度の充実          ・女性向け技能訓練制度の導入          ・キレイなデザインの車両・制服による丁寧なサービスの提供 等          ■トラガール促進プロジェクトサイトや事業者向けパンフレット等を通じた女性の活躍促進に係る普及・啓発・情報発信          ■中継輸送の導入促進等による働きやすい勤務形態の導入に向けた支援          ■女性用トイレの使用に係る周辺業界への協力要請等の労働環境の改善に向けた支援          ■上記取り組みを推進し、道路運送事業等に従事する女性労働者数の2020年までの倍増を目指す。</p>	<p>■平成26年9月に開設したトラガール促進プロジェクトサイトについては、女性トラックドライバーへのインタビュー記事等を随時掲載するなどにより、コンテンツの充実・強化を図っているところ。          ■平成26年9月に作成した事業者向けパンフレットについては、各種会議、イベント等の場において配布するなどし、普及・啓発を図っている。          ■政府の「輝く女性応援会議」のリーフレットにトラガールによる記事を投稿。          ■内閣府発行の月刊「共同参画」において、トラガールに関する取組記事、活躍している整備士に関する記事を投稿。          ■「整備士」のバスターを併記し、高等学校や地下鉄駅等に広く掲示。          ■地方テレビの特集や一般雑誌の特集において、活躍する女性整備士を取り上げるとともに、担当課長が出演し行政の取組等について説明。          ■女性トラックドライバーによる運送中等における女性用トイレの使用について、コンビニ業界等他業界に対して協力を要請。          ■自動車整備業で女性整備士が活躍できる環境について、調査、検討を実施予定。</p>	自動車運送事業等における人材の確保・育成に向けた取組の推進	0	-	80,605の内数	国土交通省	○
<p>■業界団体主催のインターンシップの実施等による物流業界のイメージの改善、女性等の働きやすい職場作りに関する指針の策定等に向けた取組等を通じて、女性等の活躍推進を含む物流業における労働力不足対策を総合的に推進。</p>	<p>■平成27年3月、「物流問題調査検討会」において、「物流分野における労働力不足対策アクションプラン」を策定・公表。</p>	-	-	-	-	国土交通省	○	

「すべての女性が輝く未来パッケージ」の主な実施状況について」に記載してあるもの

項目	施策	施策の具体的内容	実施結果	関連予算			担当省庁	
				平成26年度予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)		
・女性研究者・技術者が出産・子育て・介護等と仕事の両立ができるような働きやすい環境づくりを進めるとともに、研究機関等における女性研究者等の採用・登用等の活理を促進する。		<p>■女性研究者研究活動支援事業</p> <p>・女性研究者の研究と出産・育児・介護等との両立や研究力の向上を図る取組を行う大学等を支援。加えて、平成26年度においては、新たに既に女性研究者支援のための環境整備に取り組んでいる大学等を中心に、女性研究者の研究力向上を図る取組を連携して行う複数の大学等を支援。</p> <p>・平成27年度予算においては、「女性研究者研究活動支援事業」を改組・拡充して、「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」として、研究環境のダイバーシティ実現に関する数値目標・計画を掲げ、女性研究者支援の優れた取組を行う大学等を重点支援。</p>	<p>■女性研究者研究活動支援事業</p> <p>・「女性研究者研究活動支援事業」については、平成26年度計10件の提案を採択し、事業が開始されている。</p> <p>・「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」については、新規公募を実施しており、今後採択された事業が開始される。</p>	女性研究者研究活動支援事業	983,915	-	1,087,722	文部科学省
		<p>■特別研究員(RPD)事業</p> <p>・優れた研究者が、出産・育児による研究中断後に、円滑に研究現場に復帰することを支援。平成27年度予算においては、新規採用人数の増に必要な経費を計上している。</p>	<p>■特別研究員(RPD)事業</p> <p>・「特別研究員(RPD)事業」については、平成26年度の採用者を決定し、平成26年4月から支援を開始している。さらに、平成27年度の採用者も決定し、H27年4月から支援を開始している。</p>	■特別研究員(RPD)事業	651,600	-	760,200	文部科学省
		<p>■戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)における出産・子育て等支援制度</p> <p>・本事業の研究に参画するポスドクが妊娠中または、未就学児の育児や介護等のライフイベント期にある場合、研究活動を促進するまたは負担の軽減に資する研究補助者・技術員の雇用や機器等の購入等に当てるための費用を支援。</p>	<p>■戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)における出産・子育て等支援制度</p> <p>・「戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)」においては、ポスドクが妊娠中または、未就学児の育児や介護等のライフイベント期にある場合、支援する制度を実施。</p>	■戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)における出産・子育て等支援制度	46,780,563の内数	-	46,713,558の内数	文部科学省
		<p>■科学研究費助成事業における取組</p> <p>・産前産後の休暇や育児休業(育児休業等)を取得する研究者のために研究中断後の研究の再開を可能とするとともに、育児休業等を取得していたために所定の応募時期(前年11月)に応募できなかった研究者を対象とする研究種目を設置している。</p>	<p>■科学研究費助成事業における取組</p> <p>・育児休業等を取得する研究者のために研究中断後の研究の再開を可能とするとともに、育児休業等により所定の時期に応募できなかった研究者を対象とする研究種目を設置・運用している。</p>	■科学研究費助成事業における取組	227,616,000の内数	-	227,289,000の内数	文部科学省
		<p>■現在、医療や医学における様々な現場において活躍している女性医師等から構成される食糧を研修し、ライフステージに応じて女性医師が活躍できる環境整備の在り方について検討を行う。(検討課題)</p> <p>・女性医師の働き続けやすい環境整備に向けた課題について</p> <p>・女性医師の働き続けやすい環境整備の在り方について 等</p>	<p>■平成26年6月8日(金)第1回 懇談会</p> <p>・女性医師を取り巻く現状や対策の説明</p> <p>・構成員から経験談などのプレゼンテーション 等</p> <p>■平成26年8月24日(日)シンポジウム</p> <p>・懇談会構成員の基調講演</p> <p>・男女医学生、若手医師、懇談会構成員によるパネルディスカッション</p> <p>■平成26年10月3日(金)第2回 懇談会</p> <p>・女性医師の働き続けやすい環境整備に向けた課題及び環境整備の在り方について</p> <p>■平成26年12月5日(金)第3回 懇談会</p> <p>・報告書(案)について</p> <p>■平成27年1月23日 報告書を公表し、都道府県、関係団体等を通じて広く周知</p>	-	-	-	-	厚生労働省
		<p>■女性医師バンク事業:就業を希望する女性医師と医師の採用を希望する医療機関の情報について、インターネットを通じて情報収集を行い、就業希望条件が適合する女性医師に対して当該医療機関を紹介し、採用に至るまでの間の支援等を行う。</p> <p>■再就業講習会:女性医師の就業を支援することについて効果のある講習会、講演会等を実施する。(※女性医師バンク事業、再就業講習会については日本医師会に委託して実施している)</p>	<p>■H27年度も継続して実施</p> <p>■平成26年度 女性医師バンク事業実績</p> <p>求人登録107名・求職登録188名・就業成立28件</p> <p>■平成26年度 講習会開催回数 70回</p>	女性医師支援センター事業	164,632	-	164,340	厚生労働省
	<p>■女性医師がキャリアと家庭を両立できるよう、女性医師支援の先駆的な取組を行う医療機関を「女性医師等キャリア支援モデル推進医療機関」として選定し、効果的な取組を地域の他医療機関に普及するための経費を支援することにより、地域の医療機関の支援策の充実を図る。</p>	<p>■平成27年度予算に盛り込んでいる。</p> <p>H27年5月25日よりモデル医療機関の公募を開始</p>	女性医師キャリア支援モデル普及推進事業	0	-	20,608	厚生労働省	

【すべての女性が輝く医療/バンク事業】の主な実施状況についてに記述してあるもの

項目	施策	施策の具体的内容	実施結果	経過年度			担当省庁	
				平成26年度予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)	平成27年度実績(千円)		
(2)働き方を豊かしたい								
○働く女性の処遇改善プラン(仮称)の推進								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>働く女性には、自分の都合のよい時間に働きたい等の理由でパートなどの非正規雇用での働き方を選択している者も多い。このため、女性が多様なニーズに応じた働き方で様々な分野で活躍し、働きに応じた処遇を得られる社会の実現に資する各種施策を「働く女性の処遇改善プラン」(仮称)として年内目途にとりまとめ、着実に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■女性が、多様なニーズに応じた働き方で多様な分野で活躍し、働きに応じた処遇を得られる社会の実現に資する各種施策を「働く女性の処遇改善プラン」としてとりまとめ、</li> <li>・各地域に於いて「パートタイム労働法」、「労働契約法」等の集中的な周知を実施する「均衡待遇実現キャンペーン」を推進</li> <li>・育児休業期間中の非正規雇用労働者等に対し訓練を実施する事業主を支援するなど、女性のライフステージに応じたスキルアップを支援するなど働く女性の処遇改善に向けた取組を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年1月、「働く女性の処遇改善プラン」を策定し、</li> <li>「均衡待遇実現キャンペーン」として、パートタイム労働法、労働契約法等の集中的な周知をはじめとした、非正規雇用の女性等に対する均衡待遇の実現に資する施策の一体的な啓発運動を実施し、</li> <li>・平成27年度から、キャリアアップ助成金人材育成コースを拡充し、新たに非正規雇用労働者の育児休業中の能力アップのためのコースを創設するなど、働く女性の処遇改善に向けた取組を実施している。</li> </ul>	-	-	-	-	厚生労働省
○正社員実現加速プロジェクトの推進								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非正規雇用のうち正社員を希望する女性等に対し、その能力を十分に発揮できるような正社員転換を促進する取組等を積極的に実施するため、「正社員実現加速プロジェクト」を平成27年度も強力に推進する。</li> <li>○「正社員実現キャンペーン」を強力に推進</li> <li>・経営者団体等に対し、正社員の採用等を働きかける啓発運動を強力に推進</li> <li>○ハローワークによる正社員就職の実現</li> <li>・正社員求人への拡大に取り組み、正社員就職の実現を加速</li> <li>・フリーター女性、年長フリーターに配慮したキャリア・コンサルティング等の実施</li> <li>○正社員実現に取り組む事業主への支援</li> <li>・「キャリアアップ助成金」の拡充による派遣労働者の正社員転換、「多様な正社員」の導入支援、人材育成の促進</li> <li>・「トライアル雇用奨励金」によるフリーター・ニート等の正社員就職の実現</li> <li>・就業経験等に応じた公共職業訓練、成長分野で求められる人材育成の推進</li> <li>○派遣労働者の直接雇用・正社員化促進</li> <li>・「キャリアアップ助成金」の助成額拡充による派遣先における派遣労働者の正社員雇用の促進</li> <li>・第189回通常国会に提出した「労働者派遣法改正案」の早期成立・円滑な施行を目指すことにより、派遣労働者のキャリアアップを促進</li> <li>・派遣先に直接雇用される際のルールを派遣契約に定めるよう措置・周知啓発</li> <li>○未来を創る若者のための総合的・体系的な法的整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「正社員実現キャンペーン」を強力に推進</li> <li>・平成27年6～8月までの3か月間を集中的な取組期間として、キャンペーンを推進している。</li> <li>○ハローワークによる正社員就職の実現</li> <li>・最近の雇用情勢や求人の動向を踏まえた、事業主及び求職者への働きかけや支援の強化により、正社員求人への確保や積極的・能動的マッチングに取り組んでいる。</li> <li>・わかものハローワーク等に「同境ジュニア世代対応相談窓口」を設置し、正規雇用に向けた支援に取り組んでいる。</li> <li>○正社員実現に取り組む事業主への支援</li> <li>・派遣労働者の正社員転換や「多様な正社員」の導入の促進、人材育成に向けて「キャリアアップ助成金」を平成27年度から拡充した。</li> <li>・多様な正社員の導入を検討している企業へのコンサルティング等の支援措置、多様な正社員のシンポジウムを開催している。</li> <li>・フリーター・ニート等の正社員就職の実現のためにトライアル雇用奨励金の活用を推進している。</li> <li>○派遣労働者の直接雇用・正社員化促進</li> <li>・派遣元に対する派遣労働者のキャリアアップ措置の義務付け等を内容とする労働者派遣法改正案を第189回通常国会に提出した。</li> <li>○未来を創る若者のための総合的・体系的な法的整備(再掲)</li> </ul>	「正社員実現加速プロジェクト」の推進	28,230,993	-	32,055,782	厚生労働省	

「すべての女性が輝く社会づくり」の主な実施状況について」に記載してあるもの

○

項目	施策	施策の具体的内容	実施結果	関連予算			担当省庁	
				名称	平成26年度予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)		平成28年度予算額(千円)
○ワークライフバランスの実現に向けた新たな法的措置の検討等		<ul style="list-style-type: none"> <li>■重点監督の実施 長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施。</li> <li>■労使の主体的な取組の促進 厚生労働大臣等による使用者団体・労働組合への長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等の実施に係る協力要請の実施。</li> <li>■無料電話相談の実施 都道府県労働局の担当官による全国一斉の無料電話相談(過重労働解消相談ダイヤル)の実施。</li> <li>■企業における自主的な過重労働防止対策の推進 事業主、労務担当責任者等を対象とした全国8か所で行った10回の過重労働解消のためのセミナーを開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■重点監督の実施 全国の労働基準監督署において平成26年11月に4561事業場に対して重点監督を実施するとともに平成27年1月に取りまとめの結果を公表。</li> <li>■労使の主体的な取組の促進 塩崎厚生労働大臣から日本経済団体連合会へ要請(平成26年10月9日)、山本副大臣から日本商工会議所へ要請(平成26年10月14日)、高階大臣政務官から全国中小企業団体中央会へ要請(平成26年10月14日)、労働基準局長から日本労働組合総連合会へ要請(平成26年10月14日)。</li> <li>■無料電話相談の実施 平成26年11月1日に「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、280件の相談を受けた。</li> <li>■企業における自主的な過重労働防止対策の推進 「過重労働解消のためのセミナー」を平成26年11月から12月にかけて10回開催。</li> </ul>	長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費他	252,670	-	263,817	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働が是正されるよう、監督指導体制の充実強化及び監督指導の徹底を図るなど、働き過ぎ防止の取組を進めるとともに、長時間労働抑制、フレックスタイム制に関しニーズに対応した柔軟な働き方をより実践しやすくするための見直し、年次有給休暇取得促進に係る取組を強力に促すための新たな取組について、具体策を労働政策審議会で検討し、年内を目途に結論を得た上で、労働基準法の改正等の法的措置が必要なものについて、次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずる。【平成26年内を目途に結論、次期通常国会を目途に法案提出】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■働き過ぎの改善に向けた長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策、子育て等の事情を抱える働き手のニーズを踏まえたフレックスタイム制の見直しについて、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法制上の措置を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策については平成26年9月30日、11月5日、11月17日に、フレックスタイム制については10月8日、12月24日に労働政策審議会労働条件分科会にて議論。</li> <li>■これまでの議論を踏まえ、平成27年2月13日に「労働時間法制等の在り方について(報告)」を取りまとめ、3月2日に法案要綱の答申を得た。これらを踏まえ、4月3日に「労働時間法制等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、第189回通常国会に提出した。</li> <li>■同法案では、長時間労働抑制策として、中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直しや監督指導の強化を行うこととしている。</li> <li>■また、年次有給休暇取得促進策として、使用者に対し、一定日数の時季指定義務を課すこととしている。</li> <li>■フレックスタイム制については、清算期間の上限を1か月から3か月に延長することとしている。</li> </ul>	-	-	-	厚生労働省	
○働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し		<ul style="list-style-type: none"> <li>■女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等について、経済財政諮問会議等で年末までに総合的に検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成26年10月21日、経済財政諮問会議で各制度について議論を行い、総理より関係大臣に対して、総合的に具体的取組の検討を進めるよう指示。人事院に対しても検討を要請。</li> <li>■税制については、平成26年11月7日、政府税制調査会総会において、「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理」がとりまとめられ、今後、幅広く丁寧な国民的議論が必要と示された。</li> <li>また、平成26年12月30日、平成27年度与党税制改正大綱において、「個人所得課税について、効果的・効率的に子育てを支援する観点、働き方の選択に対して中立的な税制を構築する観点を含め、社会・経済の構造変化に対応するための各種控除や税率構造の一体的な見直しを丁寧に検討することが示された。</li> <li>■社会保障制度については、平成27年1月21日、社会保障審議会年金部会において、「社会保障審議会年金部会における議論の整理」がとりまとめられ、働き方に中立的な社会保障制度としていくための方策としても、被用者保険の適用拡大が重要であることが示された。これを受け、平成28年10月の被用者保険の適用拡大を更に前へ進めるために、適用を希望する中小企業が、労使の合意に基づき、企業単位で、任意で適用拡大を実施できることとするための制度改正について検討を進める。さらに、平成28年10月の適用拡大以降、3年以内に検討を加えることとされていることを踏まえ、被用者保険の適用基準等の見直しについて検討を進めていく。</li> <li>■配偶者手当については、平成26年12月16日、政労使会議において、「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」がとりまとめられ、女性が働きやすい制度等への見直しの項目の中で、官の見直しの検討にあわせて、労使は、その在り方の検討を進めることが示された。</li> </ul>	-	-	-	内閣府、財務省、厚生労働省	

【すべての女性に働く機会(ワークライフ)の主な実態状況について】に記載してあるもの



項目	施策	施策の具体的内容	実施結果	関連予算			担当省庁	
				平成26年度予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)	平成28年度予算額(千円)		
<b>(3) 就業継続したい</b>								
<b>○仕事と家庭の両立支援に向けた企業の取組促進</b>								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両立支援など雇用環境の改善により、社内における女性の活躍を推進する企業を支援するため、改正女性活躍支援対策推進法に基づいて認定(るみるみん)・特別認定(プラチナるみるみん)を受けた企業に対するオンセンティブ付与を検討するほか、女性労働者の雇用環境改善に努める事業者に対する支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■女性世代育成支援対策推進法に基づく企業の一般事業主行動計画の策定・届出及び認定取得に向けた取組を促進し、労働者が仕事と子育てを両立できる環境整備を図る。</li> <li>■労働者の仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主を支援するため、両立支援等助成金を支給する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■認定基準・行動計画策定指針の見直し及び特別認定基準について、労働政策審議会における議論を踏まえ、認定基準にかかる省令及び行動計画策定指針にかかる告示を平成26年11月28日に公布、平成27年4月1日から施行されている。</li> <li>■労働者の仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給した。また、平成27年2月より、中小企業両立支援助成金・育児復帰支援プログラムを創設し、育児復帰させた事業主を支援することとした。</li> <li>■るみるみん及びプラチナるみるみん認定企業に対する規制上の措置の延長及び拡充を行った。</li> </ul>	両立支援等助成金	7,513,649	-	5,943,469	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く女性が育児休業の取得や育児休業からの復帰をより容易に行うことができ、また、子育て等の経験を生かした適切な待遇で女性が復帰することを支援するため、育児休業中や復帰後・再就職後の能力アップのための訓練を行う事業主への助成を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■キャリア形成促進助成金について、育児休業中等の正規雇用の女性等に対する自発的な訓練の経費を負担する事業主に対して、要した費用の一部を助成する措置について拡充等を行う。</li> <li>■キャリアアップ助成金(人材育成コース)について、育児休業中の非正規雇用の女性等に対する自発的な訓練の経費を負担する事業主に対して、訓練経費の一部を助成する措置を創設する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成27年度予算に盛り込んだ。</li> </ul>	地域雇用機会創出等対策費・高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費	1,745,572	-	2,711,280	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場における環境整備の促進や、育児休業取得者が発生した職場における他社員の負担軽減を図るための支援として、育児休業支援プログラム策定、育休中の代替要員確保などの取組を行う事業主への助成を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■育児復帰支援プランナーによる育児復帰支援プランの策定支援及び事業主への助成により、中小企業における円滑な育児休業の取得及び負担軽減を図るための支援として、仕事と子育てを両立しつつ継続就業できる環境を整備する。</li> <li>■育児休業取得者の代替要員の確保に取り組む事業主を支援し、労働者が安心して育児休業を取得できる環境を整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成27年2月より、中小企業両立支援助成金・育児復帰支援プログラムを策定し、育児休業取得者とともに、職場復帰させた事業主を支援することとした。</li> <li>■中小企業両立支援助成金・代替要員確保コースの支給を通じて、育児休業取得者の代替要員を確保し、労働者が安心して育児休業を取得できる環境を整備を行った事業主を支援した。</li> </ul>	育児復帰支援プログラム 中小企業両立支援助成金・育児復帰支援プログラムコース	234,731	-	467,290	厚生労働省
				中小企業両立支援助成金・代替要員確保コース	128,150	-	309,400	厚生労働省
				仕事と生活の調和と人材育成経費(うち、仕事と生活の調和推進企業等ネットワーク構築経費)	9,355	-	4,261	内閣府
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てや介護等の事情を抱える女性のニーズを踏まえ、柔軟な働き方を一層可能にするため、監督指導体制の強化や好事例の収集・情報発信、啓発用ツールの作成・活用など、企業における風土や意識の改善のための取組を促進し、ワークライフバランスの実現を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■都道府県労働局雇用均等室における、計画的な事業所訪問による育児休業・介護休業制度等の規定整備指導や相談援助、育児休業・介護休業等の申出や取得を理由とした不利益取扱いに対する相談・指導等の実施</li> <li>■均等・両立推進企業表彰(ファミリーフレンドリー企業部門)の実施により、両立支援を積極的に推進している企業を表彰し、広く国民に周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日商との共催によるトップセミナー等(ダイバーシティマネジメントセミナー)を開催(11/8、2/27)</li> <li>■経団連との共催によるトップセミナー等(ダイバーシティマネジメントセミナー)を開催(12/18、1/21)</li> <li>■WLB推進の意義等についてまとめたパンフレットを作成して公表</li> <li>■WLB推進のための「ポイント・好事例集」を公表</li> </ul>					
				仕事と家庭両立支援優良企業表彰経費	2,309	-	2,309	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護による離職者の大部分が女性であることを踏まえ、介護離職を予防するために昨年度に開発した「職場環境モデル」について、実証実験により企業・労働者の課題を把握し、同モデルを改善・周知することなどにより、介護離職を防止するための職場環境の整備を促進する。【平成26年度内に課題を把握】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■企業及び労働者の課題を踏まえ介護離職を予防するための職場環境モデルを普及し、仕事と介護が両立できる職場環境の整備を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公募により選定した約100社を対象に、職場環境モデル導入実証実験を実施し、実証実験を基にモデルを改定するとともに、企業向け事例集を作成し、普及・啓発を実施している。</li> </ul>	仕事と介護の両立支援	67,277	-	47,216	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産前産後休業・育児休業中の女性の業務を周囲の職員が行う場合にその職員を評価して処遇を良くする企業を応援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■役員・管理職への女性の登用に關する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において極めて顕著なまたは特に顕著な功績があったと認められる企業など内閣府大臣等が表彰する「女性が輝く先進企業表彰」を平成26年度より創設した。</li> <li>■表彰に当たり評価項目の中での「その他特徴のある取組」として、企業が産前産後休暇・育児休業中の女性の業務を周囲の職員が行う場合にその職員を評価して処遇を良くする機会を積極的に評価する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■1月9日に「女性が輝く先進企業表彰」を実施。</li> </ul>	女性の活躍促進に向けた「見える化」推進経費(うち、女性の活躍「見える化」表彰経費)	932	-	931	内閣府

【すべての女性が輝く(就業/ワークライフ)の主な家庭状況について】に記載してあるもの

項目	施策	施策の具体的内容	実施結果	関連事業			担当省庁	
				名称	平成26年度予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)		平成27年度実績(千円)
○テレワーク等の導入促進	<p>・女性が希望する就業形態を確保するための手段としてテレワークのさらなる普及を図るため、セミナー等による啓発・情報提供などの取組に加え、中小企業が導入しやすいテレワークモデルの構築やテレワーク導入企業への助成などの取組を組み合わせた効果的なテレワークの普及促進に取り組む。</p>	<p>■テレワークの普及を促進するために、就業者を対象にテレワークの実態状況やテレワーカーの生活実態等を把握するためのテレワーク人口実態調査の実施。</p> <p>■地方都市等における働く場の創出等のため、地方都市等の活性化に資するテレワーク展開拠点構築検討調査の実施。</p>	<p>■テレワーク人口実態調査を実施し、世界最先端IT国家創出宣言のKPIである「週1日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数」を中心としたテレワーカー率を推計するとともに、テレワーカーの実態、意識等の把握、分析し、結果を公表した。</p> <p>■テレワーク展開拠点構築検討調査を実施し、テレワーク拠点施設の配置、機能等のニーズや把握や、都市の国際競争力向上、災害時の都市機能継続及び活性化に向けた拠点施設の構築面での課題の抽出、整備のあり方について検討した。</p>	将来世代に引き継ぐ都市推進政策に係る検討調査経費	11,700	-	50,000	国土交通省
		<p>■ICTを活用した場所や時間にとられない柔軟な働き方を実現するため、厚生労働省・国土交通省・経済産業省と連携し、テレワークの導入促進に積極的に取り組む。</p>	<p>■厚生労働省が実施する労務管理に関するコンサルティングと連携して、テレワーク導入を検討する企業に対して、情報通信技術面に関する専門家派遣を実施。</p> <p>■厚生労働省の労務管理に関するセミナーと連携し、福岡、神戸、横浜、仙台、札幌の5箇所でテレワーク導入セミナーと個別相談を実施。</p> <p>■厚生労働省の有識者検討会で類型化された実証モデルを基に、育児等との両立を可能とするテレワークモデルや、中小企業でも導入可能なテレワークモデルの構築に向けた実証事業を実施。</p>	ICTを活用した新たなワークスタイルの実現	0	-	149,947	総務省
		<p>■ワーク・ライフ・バランスや育児等との両立を実現するために、総務省・国土交通省・経済産業省と連携し、多様な働き方が可能となるテレワークの導入促進に積極的に取り組む。</p>	<p>■テレワークの導入や実施時における労務管理上の課題等について、個別企業からの相談に対応する「テレワーク相談センター」を東京に設置。</p> <p>■総務省が実施する情報通信技術面に関する専門家派遣と連携して、テレワーク導入を検討する企業に対して、労務管理に関する訪問コンサルティングを実施。</p> <p>■総務省の情報通信技術等に関するセミナーと連携し、テレワークセミナーを実施。</p> <p>■育児等との両立を可能とし、中小企業でも導入可能なテレワークモデルの構築に向けた実証事業について、平成26年度は、構築した類型化モデルの実証、平成27年度は、平成26年度の実証の結果を踏まえ、モデルの更新、再実証を予定。</p> <p>■平成27年度より、テレワークを先進的に進める企業等に対する表彰制度を創設し、その取組を周知するためのシンポジウム等を開催する。</p> <p>■平成27年度より、業界団体と連携し、業種の特性に応じたテレワークの導入を促進するため、団体傘下の企業に対して支援を行う予定。</p>	テレワーク普及促進対策事業経費	879,433	-	1,134,214	厚生労働省
		<p>■ウェブサイト「ホームワークスウェブ」等を活用した情報提供の実施や、セミナーの開催等。</p> <p>■在宅ワークの契約に係る紛争を未然に防止し、在宅ワークを良好な就業形態とするため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発。</p>	<p>■ウェブで情報提供を実施するとともに、セミナーを開催。パンフレットの配布等によりガイドラインの周知・啓発を実施。</p>	良好な在宅就業環境の確保	36,993	-	37,883	厚生労働省
		<p>■子育て・介護のためのテレワーク活用の好事例集を作成し、周知する。</p>	<p>■子育て・介護のためのテレワーク活用の好事例の選定を行うための有識者による検討会を開催し、子育て・介護のためのテレワーク活用の好事例集を作成し、周知している。</p>	子育て・介護のためのテレワーク活用事例の周知・啓発経費	7,346	-	7,100	厚生労働省
		<p>・国家公務員について、負担の大きい法律等立案作業の合理化や、場所や時間にとられない柔軟な働き方ができるリモートワーク環境の整備等に関し、ICTを活用した取組を行う。</p>	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～（平成26年6月24日閣議決定）」において、「国家公務員についても、国が率先して女性職員の採用・登用の拡大に取り組むこととし、職員のワーク・ライフ・バランスも一体的に推進する。」とされている。その一環として、</p> <p>■職員が自宅等から政府システムに接続する環境（リモートアクセス環境）を政府共通プラットフォームのサービスとして、利用する各府省等と必要な調整を行いつつ、計画的に整備・提供することで、職員のワークスタイル変革による業務の効率化を推進する。</p> <p>■法案作成時に必要な資料（改める文等）を自動的に作成できるシステムを整備することで、法案作成業務の省力化・平準化による職員の負担軽減を図る。</p>	<p>■リモートアクセス環境の整備について、各府省等と、そのニーズを踏まえながら、機能の検討や要件定義を実施し、H27年3月にサービス提供を開始。</p> <p>■法案等作成業務の合理化について、スケジュールや役割分担等について、関係省庁と検討。</p>	国家公務員のワーク・ライフ・バランスの一体的推進経費	0	753,225	0

「すべての女性が輝く労働環境の整備」の主な実施状況について」に記載してあるもの

項目	施策	施策の具体的内容	実施結果	関連予算			担当省庁	
				平成26年度予算(千円)	平成27年度予算(千円)	平成28年度予算(千円)		
○男性の家事・子育てへの参画促進、男性の意識と職場風土の改革(再掲)								
○子育てが尊重される社会・職場づくりの推進								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに向き合うことが評価される社会づくりを推進するとともに、職場全体の風土と意識を変えるために効果的な人事評価の在り方について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ワークライフ・バランスの取組を推進するために、経営者や管理職等による社内研修(制度・ルール周知や、業務管理、職場の労働負付けりなどの好事例を調査研究(26年度))</li> <li>■ワークライフ・バランスの取組の推進に資する効果的な人事評価のあり方について、好事例を調査研究(27年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■調査実施に向けて部外有識者による企画委員会を開催(9、12月)</li> <li>■企業約1000社に実施したアンケート調査を踏まえ、14社に訪問し取組内容を精査。</li> <li>■WLB推進のための「ポイント・好事例集」をWLBポータルサイトで公表。</li> <li>■WLB推進のための人事評価のあり方を含めた職場でイベントの好事例について調査研究を予定。6月までに業者選定(予定)</li> </ul>	仕事と生活の調和調査研究等経費(うち、仕事と生活の調和人事評価を始めとした職場でイベントの調査研究)	9,024	-	5,865	内閣府
○妊娠・出産等による解雇等の不利益取扱いが起らない職場づくりの推進								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く女性が妊娠・出産等を理由として解雇・契約更新の拒否・降格等の不利益取扱いを受けるといふよう、男女雇用機会均等法による妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止規定等について、あらゆる機会を捉えて周知徹底するとともに、事業主に對する指導を徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いが起ることのない社会を実現するため、詳細な実態調査を実施することを含め、効果的な方法を検討する。</li> <li>■男女雇用機会均等月間(6月)におけるポスター掲示等による集中的な広報など都道府県労働局雇用均等室等において、都道府県労働局長の説明会等をはじめ、地方公共団体や関係団体等に協力を求めるなど、あらゆる機会を捉えて周知徹底を図る。</li> <li>■妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いについて、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会による調停により、円滑かつ迅速な解決を図る。</li> <li>また、計画的な事業所訪問等により、雇用管理の実態状況を把握するとともに、迅速性が図られる企業に対しては、都道府県労働局長による助言、指導、報告により、また状況に応じ企業名公表制度についても説明しつつ、迅速かつ厳正に法違反の是正を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■1つ目の■については今年度中に実態調査を実施することとしている。</li> <li>■2つ目及び3つ目の■については、都道府県労働局雇用均等室等に於いて実施している。また、平成27年1月23日付けで都道府県労働局雇用均等室に対し妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いについての法解釈を明確化する通知を发出。本通知に基づき都道府県労働局雇用均等室において、不利益取扱いが起らないよう周知・徹底を図るとともに指導を強化している。</li> </ul>	-	-	-	厚生労働省	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産等による不利益取扱いやハラスメントの背景となしやすめ職場における性別役割分担意識の見直しが進むような職場風土改革に関する企業等の取組を促す仕組みを構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案を次期通常国会へ提出し、速やかな成立を目指すとともに、法案が成立した際には、労働政策審議会雇用均等分科会において、各企業が行動計画策定に当たって踏まえることとなる「行動計画策定指針」についてご議論いただく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案を第189通常国会へ再提出した。</li> </ul>	-	-	-	厚生労働省	
(4)能力を十分に発揮したい								
○企業等における女性の活躍の迅速かつ重点的な推進								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の活躍推進の取組を一過性に終わらせることなく着実に前進させるため、国・地方公共団体、民間事業者における女性の雇用の現状把握、目標設定、目標達成に向けた自主行動計画の策定及びこれらの情報開示を含め、各主体がとるべき対応や認定制度について規定した法案を、臨時国会に提出する。【臨時国会に法案提出】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は豊かとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本原則、基本方針、事業者の行動計画の策定等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案を第189通常国会へ再提出した。</li> </ul>	-	-	-	内閣官庁、厚生労働省	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の活躍の現状に関する実態把握・情報開示を行うとともに、課題達成に向けた目標を定め行動計画の策定・公表を行う民間事業者に対するインセンティブについて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■女性の活躍推進のため、①女性の活躍の状況把握を行い、自社の女性の活躍に向けた課題を分析し、②課題解決にふさわしい数値目標とその達成に向けた取組目標(研修の実施や人事考課制度の見直し等)を盛り込んだプランを策定した企業が、③取組目標と数値目標を達成した場合に各段階において助成金を支給する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成26年度に創設した「ポジティブ・アクション能力アップ助成金」を拡充した「ポジティブ・アクション加速化助成金(仮称)」について、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」成立後に都道府県労働局雇用均等室で運用開始予定。</li> </ul>	男女均等雇用対策費	120,750	-	238,500	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業内での女性雇用を促進するため、企業が行う女性の管理職登用等に向けた一定の研修プログラムを実施する際の助成を行うとともに、女性役員の外部登用を促進するため、役員として活躍できる女性人材情報を集約した「はばたく女性人材バンク(仮称)」を構築し、さらなる女性人材の雇用を促進する。【平成26年度内に人材バンクを構築】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成26年度より、「ポジティブ・アクション能力アップ助成金」として「職場拡大」又は「管理職登用」に関する数値目標を設定、公表した上で、一定のポジティブ・アクション研修を実施し、数値目標を達成した事業主に對して助成金を支給。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「ポジティブ・アクション能力アップ助成金」は平成26年度限りで廃止し、同助成金を拡充した「ポジティブ・アクション加速化助成金(仮称)」について、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」成立後に都道府県労働局雇用均等室で運用開始予定。</li> </ul>	男女均等雇用対策費	120,750	-	238,500	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関の役員に就任した場合の金融庁への氏名の届出等において、本名とともに、旧姓を併記することを可能とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■役員に女性を積極登用しようとする企業による経済界への要請に応えるべく、社内の女性人材の確保が当面困難とする企業に向けて、政府として、役員候補となる人材の情報を提供する仕組みを構築する。</li> <li>■内閣府HP内に、本人の同意を得た上で政府の審議会等委員のデーターを公開し、また、日本公認会計士協会、日本弁護士会等の関係職能団体の人材紹介窓口に関する情報を掲載するサイト(はばたく女性人材バンク(仮称))を26年度末までに開設する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成26年8月から12月までに情報提供の仕組みのあり方等に関する情報を得るため、有識者に対するヒアリングを3回実施した。</li> <li>■候補人材の提供元となる日本公認会計士協会及び日本弁護士会に協力を要請し、両会において候補人材の紹介窓口が設置された。</li> <li>■民間企業の役員への登用に向けた女性人材の参考情報を提供するため、「はばたく女性人材バンク」を開設し、約220名の国の審議会委員等の情報を掲載した。</li> </ul>	女性役員登用促進事業経費	10,027	-	1,741	内閣府
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員について、女性職員活躍・ワークライフ・バランス推進のための具体的な施策を盛り込んだ政府全体の取組指針を取りまとめ、各府省において取組計画を策定する。【今後(取組指針策定、平成26年度内を目途に取組計画策定)】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■女性の活躍推進について、まず「働き始めよう」で、国が率先して、女性職員の採用・登用の取組の積極的に取り組むとともに、職員のワークライフ・バランスを一体的に推進するため、具体的な施策を盛り込んだ政府全体の取組指針を取りまとめ、当該指針に基づき、各府省において取組計画を策定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成26年10月17日に、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」について定めた「国家公務員の女性活躍とワークライフ・バランス推進のための取組指針」を、全府省の事務次官職からなる女性職員活躍・ワークライフ・バランス推進協議会にて策定・公表。本指針に基づき、各府省において、府省ごとの目標数値や取組内容を盛り込んだ取組計画を策定・公表。</li> </ul>	-	-	-	金融庁	
				-	-	-	内閣府	
				-	-	-	内閣府	

【すべての女性が輝く社会づくり】の主な実施状況について記載してあるもの

項目	施策	施策の具体的内容	実施結果	関連予算			担当省庁	
				平成26年度予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)		
○公共調達・補助金を通じた企業等へのインセンティブ付与	<p>・平成26年6月に男女共同参画推進本部決定した「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、不正な手段を使った企業が採用されることのないよう配慮しつつ、女性の活躍促進に取り組んでいる企業に対する公共調達及び補助金分野でのインセンティブ付与について各府省で検討するとともに、毎年度、取組状況について公表を行う。</p>	<p>■「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(平成26年6月5日付け男女共同参画推進本部決定)」を策定し、企業における女性の活躍推進に向けて、各府省が公共調達や補助金を積極的に活用できるよう、公正性及び経済性を確保しつつ、現行法の中で可能な取組の内容・範囲を明らかにした。</p> <p>① 公共調達の活用 従来から「男女共同参画等に関する調査・広報・研究」に関する入札を行う場合、「企業の男女共同参画等の取組」を評価項目に設定するよう推進してきたが、「女性が重要な対象者である広報等」も対象に加えるなど、評価項目設定の対象を拡大した。</p> <p>② 補助金の活用 一定条件の下で、女性の活躍推進や両立環境の整備を目的とした補助金を設置できること、女性の活躍推進とは主たる目的が別の補助金において、女性の活躍を推進する企業等に対する優遇措置等を講じることができることなど、考え方を新たに示した。</p> <p>③ 各府省における公共調達及び補助金の活用状況の公表 各府省における公共調達及び補助金の活用状況を毎年度公表すること、各府省の取組を一層促進することとした。</p>	<p>■専用ホームページ「公共調達・補助金を活用した女性の活躍推進について―企業の皆様へのご案内―」の開設や経済団体等を通じた広報により、各府省及び企業への普及に努めている。</p>	-	-	-	内閣府	
○企業における女性活躍推進に関する取組の「見える化」	<p>・有価証券報告書において役員の男女別人数と女性比率の記載を義務付ける。【内閣府令を平成26年10月に公布、平成27年3月31日に施行】</p> <p>・役員等への女性登用に関する情報開示等の実施に優れた企業に対する顕彰を実施。【平成26年度から実施、表彰は年末を予定】</p>	<p>■「企業内容等の開示に関する内閣府令」を改正し、有価証券報告書において役員の男女別人数と女性比率の記載を義務付ける。</p> <p>■役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において極めて顕著なまたは特に顕著な功績があったと認められる企業など内閣府認定企業等が表彰する「女性が輝く先進企業表彰」を平成26年度より創設した。</p>	<p>■「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を平成26年10月23日に公布、平成27年3月31日に施行。</p> <p>■1月9日に「女性が輝く先進企業表彰」を実施。</p>	-	-	-	金融庁	
・企業における女性の活躍状況に関する情報開示状況等について調査・分析するとともに、現在企業における女性の登用状況等に関する情報を公表しているサイト等を一元化し、登用状況等に関する企業情報総合データベースとしてより使いやすさを図ることで、より一層の「見える化」を図る。	<p>■「ポジティブ・アクションポータルサイト」と「両立支援のひろば」を統合したサイトに、内閣府の「女性の活躍「見える化」サイト」を統合。</p> <p>■女性の登用状況等に関する企業情報を一覧化、1つの入り口から企業情報を検索・登録することを可能とする。</p>	<p>■「ポジティブ・アクションポータルサイト」と「両立支援のひろば」を統合し「女性の活躍・両立支援総合サイト」を開設した。同サイトと内閣府の「女性の活躍「見える化」サイト」との統合に向け作業中。</p>	女性の活躍促進に向けた「見える化」推進経費のうち、女性の活躍「見える化」表彰経費	932	-	931	内閣府	
	<p>■上場企業が上場先の金融商品取引所に対して提出するコーポレートガバナンスに関する報告書等における、女性の活躍情報の開示状況の調査及びデータベースの作成。また、それに基づく、開示企業と非開示企業の属性等の分析。</p>	<p>■27年3月に、女性の活躍情報の開示状況等の調査結果を公表。</p>	ポジティブ・アクション推進戦略等事業委託費	82,554	-	73,003	厚生労働省	
	<p>・女性をはじめ多様な人材を活かした経営の推進の観点から「ダイバーシティ経営企業100選」及び「なでしこ銘柄」により企業の選定、発信を実施。【平成26年度に「なでしこ銘柄」の選定枠拡大を検討】</p>	<p>■ダイバーシティ経営企業100選 多様な人材を活用して、イノベーション等の成果を挙げている企業を選定・表彰し、ベストプラクティス集として広く発信。</p> <p>■なでしこ銘柄 女性活躍推進に優れた企業を、中長期的成長力のある優良銘柄として選定。東京証券取引所と合同で実施。</p>	<p>■ダイバーシティ経営企業100選 昨年度52社を選定。今年度はダイバーシティ経営のさらなる普及と発展を目指すべく、これまで事例の少ない分野を積極的に表彰する方向で検討。</p> <p>■なでしこ銘柄 昨年度から企業数が相対的に多い業種については2社選定することを可能とし、11業種から2社を選定して計40社を選定。今年度も継続する方向で検討。</p>	女性の活躍促進に向けた「見える化」推進経費のうち、女性の活躍促進に関する「見える化」推進事業	10,316	-	9,722	内閣府
			産業経済研究委託費	458,299の内数	-	439,314の内数	経済産業省	

「すべての女性が輝く(数値)バックグラウンド」の主な実施状況について記載してあるもの

○

項目	施策	施策の具体的内容	実施結果	関連予算			担当省庁	
				名称	平成26年度予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)		平成27年度実績(千円)
3	地域で活躍したい、起業したい							
	①女性のキャリアアップ支援(平野)							
	○起業の機会を拡大するための環境整備							
	・女性が起業を目指す際に、資金やノウハウの不足が課題となっていることなどを踏まえ、起業に必要な支援を行うとともに、女性経営者の資質向上のための研修を実施する。	<p>■新規事業や雇用の創出を図ることを目的として起業意欲のある女性等を対象に、日本政策金融公庫が無担保・無保証での融資や技術ノウハウ等に新規性が求められる事業を行う場合、ニーズに応じた資金供給を行うため、必要に応じて低利対象の拡充等を行う。</p>	<p>■日本政策金融公庫では、女性の起業者向けに、「女性、若者／シニア起業家支援資金」によって、貸付利率を0.4%引き下げ等の措置を行い、5,422件、295億円の融資を実施(平成26年度実績)。          ■平成26年度補正予算において、融資額300万円以内であれば、雇用の創出や経験を問わず、原則として無担保・無保証融資の対象とする特例を創設。</p>	<p>・株式会社日本政策金融公庫補給金(財務省計上)          ・株式会社日本政策金融公庫補給金(経済産業省計上)</p>	<p>・株式会社日本政策金融公庫補給金(財務省計上)          12,863,000の内数          ・株式会社日本政策金融公庫補給金(経済産業省計上)          19,250,885の内数</p>	<p>・株式会社日本政策金融公庫出資金(財務省計上)          20,800,000の内数</p>	<p>・株式会社日本政策金融公庫補給金(経済産業省計上)          13,280,000の内数          ・株式会社日本政策金融公庫補給金(経済産業省計上)          20,002,711の内数</p>	財務省、経済産業省、厚生労働省
		<p>■地域の創業を促進させる取組として、本年度より全国各地で「創業スクール」を開講中。「創業スクール」では、地域で新たに創業を予定している方、創業に再チャレンジする方等を対象に、創業時に必要となる知識ノウハウの習得、ビジネスプランの作成支援等の創業に向けたサポートを行っている。</p> <p>■創業時に必要となる基礎的な知識の習得を目指す「ベーシックコース」に加え、「第二創業・再チャレンジコース」、「女性起業家コース」を開講。また、より短期間で集中的なカリキュラムで実施する冬期集中コースを開講予定。</p>	<p>■地域創業促進支援委託事業          ・平成26年度事業では、222機関が282コースを実施(うち、女性起業家コースは、41機関、51コース)。          ・全国各地において、平成26年8月から平成27年1月にかけて「創業スクール」を開講、延べ3,219人(うち、女性起業家コースは496名)が受講。          ・平成27年度事業では、実施機関を4/13から5/20の間で公募し、現在審査中。</p>	地域創業促進支援委託事業	750,000	-	440,000	経済産業省
	・家事・子育て・介護等を通じて地域貢献を希望する女性、再就職を希望する女性、起業・NPO等の立ち上げを希望する女性を対象に、各地域での先進的な取組への支援を行うとともに、その成果に係る情報を広く共有することで、他地域への横展開を図る。	<p>■地域の実情に合わせた女性の活躍促進に向けた先進的な取組を試行的に実践し、事業成果を広く共有し、他地域への横展開を図る。</p>	<p>■26年度事業は7団体を採択し、現在事業実施済。          ■27年度事業に向けて、育児等の経験を活かした主婦等による地域貢献(地域活動)、コミュニティビジネスへの支援など取組のモデル例を作成するための調査研究を実施済。</p>	女性活躍促進に向けた取組に必要な経費(うち、地域における女性活躍推進モデル事業)	21,344	-	22,714	内閣府
	・農林水産分野における女性の活躍を後押しするため、女性農業者と企業との連携による新商品・サービスなどの開発とその発信に取り組み「農業女子プロジェクト」を推進するとともに、次世代リーダーとなり得る女性農業経営者の育成・ネットワークの強化や、農業で新たなチャレンジを行う女性のビジネス発展のための研修等を実施する。	<p>■「農業女子プロジェクト」(平成25年11月開始)          ・女性農業者の知恵やニーズと民間企業の力を結びつけ、新たな商品やサービス開発等を行い、その成果を広く社会に発信することを通じ、女性農業者の存在感を高めるとともに、女性農業者の経営力の強化を図り、将来的には女性の職業の選択に「農業」を加えることを目指す。</p> <p>■専攻女性農業経営者育成事業          ・消費者への直接販売や商談会出展の機会提供等を通じて、意欲ある女性農業経営者の次世代リーダーとしての育成を図る。          ・地域の潜在的な人材の掘り起こしと農業者向けビジネススキルの研修等により、地域における女性農業者の意欲を高め、女性農業者の能力発揮を支援する。          ・平成27年度より、女性農業者の活躍推進に取り組んでいる農業法人・農業経営者を認定・表彰するとともに、認定を受けた経営者等による啓発セミナーを各地域で開催することにより、女性が活躍する先進的な取組を全国に広げる。</p> <p>■農林水産業や起業活動等で活躍する女性への支援          ・女性による活用が望まれる補助事業について、女性農林漁業者のネットワーク等を通じて周知徹底を図り、女性農業者等による補助事業の積極的な活用を促進する。</p>	<p>■「農業女子プロジェクト」          平成26年10月までの第1期において、参画企業13社と個別プロジェクトを進め、農業女子の意見を取り入れた、女性が現場で使いやすい軽トラックやトイレの開発等を通じ、女性農業者の活躍を促進した。平成27年11月からの第2期においては、平成27年5月現在新規参画企業8社に加え、21社とともに、農業女子の知恵を活かした家電製品の開発や農業女子の生産物を使用した定食メニューの提供等の活動を実施中。</p> <p>■専攻女性農業経営者育成事業          [平成26年度]女性農業者を対象とした「女性農業次世代リーダー育成塾」を開校し、マーケティング研修や消費者への直接販売(マルシェ)等実践研修を実施。また、全国8地域で地域の女性農業者向け研修会(「アグリビジネスサミット featuring Women」)を開校。          [平成27年度]          「女性農業次世代リーダー育成塾」について、4月26日より全国各地で説明会兼基礎研修会を実施した。          ■農林水産業や起業活動等で活躍する女性への支援          「支援活用ガイド」等により施策情報の提供を行い、女性農業者等による補助事業等の活用を促進した。(平成26、27年度)</p>	<p>専攻女性農業経営者育成事業</p>	75,800	-	120,000	農林水産省

【すべての女性が輝くバックグラウンド】の主な事業取組について記載してあるもの

○

○

○

項目	施策	施策の具体的内容	実施結果	関連予算			担当省庁	
				名称	平成26年度予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)		平成27年度予算額(千円)
	○女性消防団員等の加入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の安心・安全の確保に大きな役割を果たす消防団員について、約38%の消防団員において女性消防団員がない状況となっていることから、いまだに女性消防団員が所属していない消防団員においては、女性消防団員の入団について真剣に取り組むこと、既に女性消防団員が所属している消防団員においては、さらに積極的な女性の消防団員への加入促進を図ることを働きかける。</li> <li>・加えて全国女性消防団員活性化大会を開催し、女性消防団員を一層活性化させ地域防災力の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■女性の消防団員への積極的な加入促進について、通知等により働きかけ</li> <li>■全国の女性消防団員が一気に集し、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深める全国女性消防団員活性化大会を開催し、女性消防団員の活動をより一層、活性化させる</li> <li>■11月14日(金)に第20回全国女性消防団員活性化大会を開催した。</li> <li>■消防団員入団促進キャンペーン期間(平成27年1月～3月)における女性を対象とした入団促進に配慮するよう通知した。</li> </ul>	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に要する経費	236,706の内数	-	270,076の内数	総務省
4.	健康で安定した生活をしたい							
	○女性の健康に係る相談・支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の生涯を通じた健康を支援するため、身近では相談しづらい内容についても気軽に相談し情報を得られるよう、「女性健康支援センター」の全国統一の電話番号を設けると、相談・支援体制を充実する。【平成26年度内に実施予定】</li> <li>・性差に応じた健康の支援を推進するため、子宮頸がん、乳がんの予防・早期発見のための検診に使えるクーポン券の配布や受診勧奨等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■思春期から更年期に至る女性を対象とし、身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施。</li> <li>■全国56か所において実施している。</li> <li>■各自治体における取組を推進するため、女性健康支援センターの取組事例集を作成し、各自治体に情報提供を行った。(平成27年3月)</li> <li>■クーポン券の配布や受診勧奨等を行う「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」について、平成26年度補正予算において、必要な予算を確保した。今後、各自治体において事業を実施していく。</li> <li>■要精検者への受診勧奨等を行う「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」について、平成27年度予算において、必要な予算を確保した。今後、各自治体において事業を実施していく。</li> </ul>	母子保健医療対策等総合支援事業	1,225,503の内数	-	15,313,529の内数	厚生労働省
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■初回対象者、未受診者への受診勧奨(コール・リコール)</li> <li>■クーポン券の配布</li> <li>■要精検者への受診勧奨(リコール)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■クーポン券の配布や受診勧奨等を行う「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」について、平成26年度補正予算において、必要な予算を確保した。今後、各自治体において事業を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業</li> <li>・働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業</li> </ul>	0	0	1,201,227	厚生労働省
	○母子家庭への総合的な支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援に関する適切な支援メニューを組み合わせた総合的・包括的な支援を行うため、母子・父子自立支援員に加え、新たに就業支援専門員を配置し、地域の実情に応じたワンストップ相談窓口の構築を推進する。【平成26年度から実施】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子育て・生活支援や就業支援等、ひとり親家庭への様々な支援メニューをそれぞれの課題やニーズに応じて組み合わせ、効果的・効率的に支援を行うことを目的として、福祉事務所など地方自治体の窓口ですべてに配置されている母子・父子自立支援員に加えて、新たに就業支援専門員の配置を推進する。</li> <li>■9自治体22か所において実施している。</li> <li>■各自治体における取組を推進するため、母子家庭への総合的な支援体制の強化についての取組事例集を作成し、各自治体に情報提供を行った。(平成27年5月)</li> </ul>	母子家庭等の自立支援に必要な経費	9,095,041の内数	-	7,362,577の内数	厚生労働省
	○生活困難者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年4月に施行する生活困難者自立支援法に基づき、複合的な課題を抱えた生活困難者のそれぞれの状況に応じ、包括的な相談支援や就労支援、住生活保障給付金の支給等の支援を行う。【平成27年4月に法施行】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成27年4月の生活困難者自立支援法の施行により、新たに包括的な支援を行う相談支援事業が開始される(すべての福祉事務所設置自治体で実施)とともに就労支援や家計相談支援を実施。</li> <li>■また、生活困難者自立支援法に基づき、離職者が就職活動を容易にするために家賃相当額を支給する住居確保給付金を制度化。</li> <li>■政令の公布、自治体へ各種ガイドライン、自治体事務マニュアルを通知。</li> <li>■国において、支援員等の養成研修を実施</li> </ul>	生活困難者自立支援法等関係予算	-	-	40,039,538	厚生労働省
	○誰もが暮らしやすい社会の基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが安心して使える安全で清潔なトイレや授乳スペースなどの公共施設等、快適に過ごせる公共の空間づくりについて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国長官提案を募集する(昨年11月中旬～12月中旬)とともに、昨年11月に「暮らしの質」向上検討会を立ち上げ、本年1月以降、分科会を開催し主要検討課題について議論。</li> <li>■5月25日に当該検討会提言を取りまとめた。</li> <li>■5月26日より、日本トイレ大賞の公募を開始した。</li> </ul>	-	-	-	内閣官房	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共交通機関や公共施設等において、ペーパークー利用しやすい環境をつくるため、ペーパークー利用にあたっての課題の整理や安全で円滑な利用のために配慮すべき事項など、ペーパークー利用の考え方についてとりまとめ公表。</li> <li>■普及・啓発を図るキャンペーンの実施。</li> <li>■今後一層の利用円滑化に向けた取り組みの検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■協議会とりまとめ後のペーパークー利用をめぐる状況の報告や一層の利用円滑化に向けた取り組みについての検討を行うため、協議会を開催(11月4日)。</li> <li>■子育てにやさしいまちを考えるイベント～フォーラム&amp;ペーパークー体験～の実施(12月12日)。</li> <li>■公共交通機関等におけるペーパークー利用円滑化ポスターを作成。</li> <li>■子育てにやさしい移動に関するウェブサイト「こそだてモビ」の立ち上げ。</li> <li>■ペーパークーマークの普及・啓発を図るキャンペーンの実施(5月1日～5月31日)。</li> </ul>	バリアフリー法等に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進に必要な経費	1,652	-	1,595	国土交通省

「すべての女性が輝く社会づくり」の主な実施状況について」に記載してあるもの

○

○

項目	施策	施策の具体的内容	実施結果	関連予算			担当省庁	
				名称	平成26年度予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)		平成27年度実績(千円)
B. 安全・安心な暮らしをしたい								
○女性を対象とする犯罪の未然防止対策等の推進								
	<p>・女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまといなどが発生した段階で迅速に対処するほか、当該情報について地域住民や防犯ボランティアなどに対しタイムリーに発信するとともに、学校、企業等と連携した防犯教室などを一層充実することにより、女性を対象とする犯罪の未然防止を図る。</p>	<p>■防犯意識を高めるため、女性被害にかかるといふ事案等の発生に関する迅速な情報発信活動の推進及び学校や企業と連携した参加・体験型の防犯教室の開催</p>	<p>■都道府県警察のウェブサイトや電子メール等を活用し、声掛けやつきまとい等の事案発生にかかる情報を発信</p> <p>■学校、企業と連携し、警察官による防犯講話や護身術に係る授業等参加・体験型の防犯教室の開催</p>	-	-	-	-	警察庁
		<p>■性犯罪の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙又は指導・警告を講じる先制予防的活動を推進</p>	<p>■平成21年4月に全ての都道府県警察に先制・予防的活動を専門に行う子供女性安全対策班を設置。従来の検挙活動等に加えて子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止を推進。</p>	子供女性安全対策班の資料収集活動用資機材経費	2,253	-	00	警察庁
○配偶者等からの暴力に対する支援の充実								
	<p>・配偶者や交際相手からの暴力の根絶に向け、「女性に対する暴力をなくす運動」等による国民への広報啓発に努める。また、市町村に配偶者暴力相談支援センターの設置を促したり、被害者支援を行う相談員等に研修を行うなど、地方公共団体における被害者支援の取組を促進する。</p>	<p>■配偶者暴力相談支援センターにおける相談体制の整備や強化、相談員の質の向上のみならず、他の相談機関や民間支援団体等との連携促進のための研修(女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ)を実施する。</p> <p>■配偶者暴力相談支援センターの設置検討している市町村に対するアドバイザー派遣を実施する。</p> <p>■配偶者暴力相談支援センターを設置した地方公共団体の取組事例集を作成し、地方公共団体に配付することにより、配偶者暴力被害者支援の好事例について情報共有し、地方公共団体の主体的取組を促す。</p>	<p>■女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ及びアドバイザー派遣については全て実施済みである。</p> <p>■配偶者暴力相談支援センターを設置した地方公共団体の取組事例集を作成し、平成27年1月に地方公共団体に配布した。</p>	女性に対する暴力防止と被害者保護のための地方公共団体等連携強化促進経費	26,693	-	26,161	内閣府
		<p>■毎年11月12日から25日までの間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体が連携して、女性に対する暴力の根絶に向けて、ポスター及びリーフレットの作成、キャンペーンの実施等の広報啓発活動を展開する。</p> <p>■女性に対する暴力の加害者及び被害者にもなることを防止する観点から、若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修を実施する。</p>	<p>■「女性に対する暴力をなくす運動」については、本年度もポスター及びリーフレットを作成し、関係省庁、地方公共団体に配布した。</p> <p>その他、政府広報のラジオ・インターネットテレビ番組、新聞・インターネット広告等において「女性に対する暴力」をテーマとした広報を実施した。</p> <p>■若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修は全て実施済みである。</p>	女性に対する暴力をなくす運動等啓発費(うち、女性に対する暴力をなくす運動等啓発費及び女性に対する暴力の予防啓発促進経費)	12,783	-	11,996	内閣府

「すべての女性が輝く社会づくり」の主な実施状況について」に記載してあるもの

項目	施策	施策の具体的内容	実施結果	関連予算			担当省庁	
				名称	平成26年度予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)		平成27年度予算額(千円)
○ストーカー対策の抜本的強化	「ストーカー被害については、認知件数が過去最多となり、また、事態が急展開して重大な結果に発展するおそれが高いものであることから、その対策の抜本的な強化が必要である。このため、被害者の一時避難等の被害者支援の取組や効果的な更生プログラムなどの加害者対策の在り方について、本年8月に警察庁の有識者検討会において提言された取組の方向性も踏まえつつ、関係省庁からなる会議において検討の上、総合対策を年度内を目途に取りまとめる。【平成26年度末までに総合対策を策定】	■ストーカー対策に関係する省庁で構成する会議を開催し、対策を検討する。 ■平成26年度内に、ストーカー総合対策を策定する。	■平成27年9月20日、ストーカー総合対策関係省庁会議(※)において、「ストーカー総合対策」を取りまとめた。 (※)内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省から構成。	-	-	-	-	警察庁、内閣府
	・ストーカー事業を担当する警察官について、所要の体制を整備する。	■ストーカー事業を始めとする人身安全関連事業対策の強化のため、平成27年度において、警察庁職員及び地方警察官の増員を措置する。	■平成27年度予算の成立を受け、警察法施行令及び警察庁の定員に関する規則の一部改正により増員を措置した(各都道府県においても、警察職員の定員に関する条例を改正)。	-	-	-	-	警察庁
○セクハラ防止対策の徹底などハラスメントのない社会づくりの推進								
・いわゆるセクハラを防止するため、予防・事後対応の徹底の観点から見直した改正セクシュアルハラスメント指針(平成26年7月施行)を、あらゆる機会を捉えて周知徹底するとともに、セクハラ対策が講じられていない企業に対する指導を徹底する。また、国家公務員について、新任管理職員等に対するe-ラーニングによる講習を平成27年度から新たに実施するとともに、セクハラが発生した場合には引き続き厳正に処分を行う。	■国家公務員について、新任管理職員等に対するe-ラーニングによる講習を平成27年度から新たに実施する。	■27年秋の実施に向けて、検討を行っているところ。	福利厚生施策推進に係る経費	0	-	2,948	内閣人事局	
	・誰もが心ない言葉などで傷つけられることがなく、まき方を尊重されるような社会づくりに向けた検討を行う。	■企業におけるセクシュアルハラスメント防止対策の徹底のため、詳細な実態調査を実施することを含め、効果的な方法を検討する。 ■都道府県労働局雇用均等室等において、都道府県労働局主催の説明会をはじめ、地方公共団体や関係団体等に協力を求めるなど、あらゆる機会を捉え改正セクシュアルハラスメント指針を含めた男女雇用機会均等法令の周知徹底を図る。 ■セクシュアルハラスメントについて、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、円滑かつ迅速な解決を図る。 また、計画的な事業所訪問等により、雇用管理の実施状況を把握するとともに、セクシュアルハラスメントの防止措置を講じていない企業に対しては、都道府県労働局長による助言、指導、勧告により、また状況に応じ企業名公表制度についても説明しつつ、迅速かつ厳正に法違反の是正を図る。	■1つ目の■については、今年度中に実態調査を実施することとしている。 ■2つ目及び3つ目の■については、都道府県労働局雇用均等室等に於いて実施している。	-	-	-	-	厚生労働省
・誰もが心ない言葉などで傷つけられることがなく、まき方を尊重されるような社会づくりに向けた検討を行う。	■「暮らしの質」向上検討会等において、検討。	■国民から提案を募集する(昨年11月中旬～12月中旬)とともに、昨年11月に「暮らしの質」向上検討会を立ち上げ、本年1月以降、分科会を開催し主要検討課題について議論。 ■5月25日に当該検討会提言を取りまとめた。	-	-	-	-	内閣官房	

【すべての女性活躍(労働力バックロジ)の主な実施状況について】に記載してあるもの

○



項目	施策	施策の具体的内容	実施結果	関連予算			担当省庁		
				平成28年度予算額(千円)	平成29年度予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)			
○性犯罪被害者の支援の充実									
・性犯罪被害は潜在化しやすいことから、被害に遭った際の相談窓口等の広報啓発に努めるとともに、被害者支援体制の構築・強化などに関する地方公共団体等の取組への支援を充実させる。	<p>■性犯罪被害者等に対する様々な支援事業を計画する地方公共団体の取組を対象として、実証的調査研究を実施する。</p> <p>■採択した事業計画に基づいてモデル事業を実施し、その効果等について検証・研究を行う。</p> <p>■研究結果を他の地方公共団体にも周知し、各地域における性犯罪被害者支援の推進に繋げる。</p>	<p>■9つの地方公共団体において、被害者支援体制の構築・強化、被害者相談機能強化、広報啓発活性化等のモデル事業を実施した。</p> <p>■実証的調査の後、外部有識者による「効果検証委員会」を開催し、各地で実施された事業の効果検証及び課題について研究した。</p> <p>■研究結果を調査研究報告書として現在取りまとめ中であるため、地方公共団体への周知は7月を目途に、調査研究報告書を配付する予定。</p>	女性に対する最大の防止に関する調査研究等経費(うち、性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究経費)	38,809	-	100,009	内閣府	○	
	<p>■全国統一の相談専用電話である「#9110番」のほか、各都道府県警察本部に設置されている「性犯罪被害者110番」等の相談窓口の利用促進のため、犯罪被害者支援に関するパンフレット等を作成するなどして広報啓発活動の推進に努めている。</p>	<p>■警察庁において、警察による犯罪被害者支援パンフレット、都道府県警察において、犯罪被害者等相談窓口の利用促進のためのリーフレット等を作成し、実際の支援活動に当たる都道府県警察被害者支援担当部門において配布するほか、中・高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」や、教育機関における講義、街頭キャンペーン等の際に配布し、相談窓口の広報啓発活動の推進に努めている。</p>	<p>・犯罪被害者支援パンフレット作成に要する経費</p> <p>・犯罪被害者等相談窓口の利用促進に要する経費</p>	<p>・犯罪被害者支援パンフレット作成に要する経費</p> <p>・犯罪被害者等相談窓口の利用促進に要する経費</p>	840の内数	-	995の内数	警察庁	○
	<p>■警察への被害申告や病院での診察をためらう性犯罪被害者にとって、民間被害者支援団体は、安心して被害を相談できる機関であるところ、民間被害者支援団体における性犯罪被害者支援業務の更なる充実のため、警察において、これらの団体への財政的援助の充実を努めているほか、民間被害者支援団体と連携し、支援業務についての広報啓発活動を推進している。</p>	<p>■都道府県警察において、民間被害者支援団体に対し、性犯罪被害者支援業務を委託しているほか、民間被害者支援団体と連携し支援業務についての広報啓発活動を推進している。</p>	民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託に要する経費	49,540	-	49,540	警察庁	○	
	<p>■性犯罪被害者の精神的負担の軽減・被害回復を図るため、カウンセリング技能を有する警察職員の活用に加え、精神科医やカウンセラー、被害者支援団体等との連携によるカウンセリング委嘱制度を運用するなど性犯罪被害者のニーズに応じたカウンセリングを実施している。</p>	<p>■各都道府県警察において、部内カウンセラーを活用するとともに、精神科医等への部外委嘱等により、被害者のニーズに応じたカウンセリングを実施している。</p>	<p>・被害者等に対する精神科医による支援</p> <p>・警察のカウンセリングアドバイザー委嘱</p> <p>・カウンセリング専門職員に対する専門研修</p>	<p>・被害者等に対する精神科医による支援</p> <p>・警察のカウンセリングアドバイザー委嘱</p> <p>・カウンセリング専門職員に対する専門研修</p>	11,117の内数	-	12,065の内数	警察庁	○
○女性の視点、生活者の視点からの防災・復興の取組の推進									
・女性の意見を反映させた防災・復興の取組を推進し、地域の防災力の向上を図るため、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を周知徹底するとともに、地域間で好事例を共有し更なる好事例を促す取組を行う。	<p>■東日本大震災からの復興において、男女共同参画の視点をもって活動している事例について現地で取材を行い、とりまとめ、「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」として公表。</p>	<p>■平成27年3月末時点で第8版(計81事例)を公表。各事例を6つのインデックス(まちづくり、仕事づくり、居場所づくり、健康づくり、人材育成、情報発信)で分類し、掲載。</p> <p>■取りまとめた結果を、復興庁ホームページにて公開。 <a href="http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-16/20130626164021.html">http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-16/20130626164021.html</a></p> <p>■加えて、男女共同参画に関するイベント開催時等に合わせて、参加者に配布。</p>	-	-	-	-	復興庁		
	<p>■男女共同参画センター等が中心となり、地域の実情に合わせた男女共同参画の視点からの防災・復興の先進的な取組を試行的に実践し、事業成果を広く共有し、他地域への複製開を促す。</p> <p>■地方公共団体の研修等の際に、職員を派遣し、「男女共同参画の視点からの防災・復興」をテーマに講演を行い、取組指針を周知。</p>	<p>■地域防災における男女共同参画の推進事業は8団体を採択し、現在事業実施済。</p> <p>■研修等への職員の派遣については、地方公共団体等の要請に応じ随時実施。</p>	地域における男女共同参画促進総合支援経費(うち、地域防災における男女共同参画の推進事業)	31,362	-	0	内閣府		

「すべての女性が輝く社会づくり」の主な実施状況について」に記載してあるもの

項目	施策	施策の具体的内容	実施結果	関連予算			担当省庁	
				平成26年度予算額(千円)	平成26年度補正予算額(千円)	平成27年度予算額(千円)		
6. 人や情報とつながりたい								
○女性の活躍応援ポータルサイト(仮称)の創設								
	<p>・女性のライフステージや多様な生き方・働き方に対応する支援に関する様々な情報を一元的に提供するための総合的な情報プラットフォームを構築し、女性がその置かれた状況や希望に応じた情報を容易に得られるようにする。【平成26年度内にサイトの開設】</p>	<p>■「政策パッケージ」に含まれた施策及び「女性のチャレンジ応援プラン」に含まれる施策を含む、女性を対象とした支援プログラムを一元的に公開。</p> <p>■国が実施している支援だけではなく、地方公共団体や経団連等民間での取組も含めた総合的なポータルサイトを構築。</p> <p>■各支援プログラムを目的別に整理し、リンク先を提示することで、ユーザーがより容易に必要な支援にたどり着けるよう設計。</p>	<p>■「女性応援ポータルサイト」を平成27年3月末に開設し、様々なライフステージにある女性が、そのニーズに合わせて必要な支援情報を一元的に入手することができるようにした。</p> <p>■平成27年度は、掲載情報の充実等を検討。(平成27年6月までに業者選定(予定))</p>	女性活躍促進に向けた情報システム構築経費(再掲)	2,981	-	13,474	内閣府
○男女共同参画センターなどの多様な主体からなる地域のネットワークづくり								
	<p>・地域における関係団体・企業等の連携による、企業等における女性の登用や女性の創業等に向けた地域ぐるみの取組を支援する。【平成26年度内に実施】</p>	<p>■地域経済の活性化を図るため、企業等における女性の登用や女性の創業等に向けた地域ぐるみの取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、女性の活躍を加速することを目的とする。</p> <p>このため、地域における関係団体・企業等が連携した上で、地域の実情に沿った女性の活躍の加速化に向けた行動計画の策定、女性の活躍の加速化に資する取組の実施等に対し、1事業実施主体当たり500万円を上限として、定額で交付。</p>	<p>■25年度中に15団体、26年度中に14団体、計29団体に交付決定済み。現在、事業実施主体において、各種取組を実施済。</p>	女性活躍促進に向けた取組に必要な経費	0 (平成25年度補正予算125,000を繰り越し)	-	0	内閣府

【すべての女性が輝く政策パッケージ】の主な実施状況について記載してあるもの

○